

International Open Water Drowning Prevention Guidelines

水難事故防止ガイドライン

わたしたちは海や川・湖・沼・池などに入ったり、その近くにいる時には、自分自身はもちろん、周りの人たちの安全にも気をつける必要があります。このガイドラインはあなたや、家族、友人などが水難事故に遭う危険性を少しでも減らすためのものです。以下のようなことを守って安全に行動しましょう。

自分を守る

- ・水泳・水中サバイバル技術を学ぶ
- ・ひとりでは泳がない
- ・安全標識や警告表示に従う
- ・飲酒後は絶対に水の中に入らない
- ・ライフジャケットの使いかたを知っておく
- ・游泳指定区域内で泳ぐ
- ・水の状況や天気予報をチェックする
- ・水底の状況がわからないところは足から入る

他人を守る

- ・子どもに水泳・水中サバイバル技術を教える
- ・游泳指定区域外で泳がせない
- ・水中安全のルールを守らせる
- ・子ども達が水の中にいる時は、いつも最大限の注意を払う
- ・子どもや泳げない人達と一緒にいる時は、ライフジャケットをいつでも使えるようにしておく。
- ・救急処置と心肺蘇生法を身につけておく
- ・危険な状況にならないように、救助法の知識と技術を学んでおく
- ・安全標識や警告表示に従わせる

詳細は：<http://www.seattlechildrens.org/dp/>を参考にして下さい。

以下のメンバーはこの水難防止ガイドラインの作成や実行に携わっている人達です。

国際特別委員会副委員長:L クワン, ワシントン大学医学部・シアトル子供病院(アメリカ),K モラン, オークランド大学 (ニュージーランド),E ベネット, シアトル子供病院(アメリカ)

特別委員会委員:S ビーアマン (Canada), ビーレンス(オランダ), BC ブルースター(アメリカ), J コネリー(アイランド), N フレーマー(オーストラリア), R フランクリン(オーストラリア), P ジョージ(オーストラリア), 合屋十四秋 愛知教育大学 (日本), 寺本圭輔 愛知教育大学 (日本), 松井敦典 鳴門教育大学 (日本), 土居陽治郎 国際武道大学 (日本), 下永田修二 千葉大学 (日本), J カニア (ケニア), B マッシュューズ(オーストラリア), A ラーマン(バングラデシュ), R ストールマン(ノルウェー), T スタンリー(ニュージーランド), D ツピルマン(ブラジル), RMK タン(シンガポール), M ティプトン(イギリス), 事務局長:M タンシク(アメリカ)

水難事故防止ガイドラインはなぜ必要なのか？

1) 水泳指導とその内容

水泳は競泳で使われている水平移動の運動として考えられていることが多いようです。これまで、また現在でも学校やスイミングクラブでの水泳指導やその技術内容はクロール、平泳ぎ、背泳ぎ、バタフライ、スタートなどの競泳の泳ぎ方だけにずっと重点が置かれています。しかし、ずいぶん前から「単にプールだけでなく、流れや波のある自然の水の中でも安全に泳げるだけの力を養成することをねらいとする水泳指導」は競泳指導と区別する必要があると言われていました。Stallmanらは「おぼれる」原因を探ることで、子ども達に何をどのように教えるのか、その内容や方法がわかると指摘しています。また、Moranらは「おぼれる」のは水泳に対する基本的な技術、知識およびマナーの欠如が大きいと報告しています。では、「ほんとうに泳げるとは？」どのような基準なのでしょう？

2) 水泳指導環境の変遷とその内容の取り扱い

学校体育では学習指導要領に運動の種目や内容が取り扱われています。子ども達が泳げるようになるために、水中での身体の動かし方や使い方をどのように学ぶのかを示したガイドラインと考えてよいでしょう。わが国の学校プール普及率が世界でも類をみないほど高いのは、1) 水難事故（昭和30年、紫雲丸沈没事故、津海岸集団水難事件）による教訓や2) 東京オリンピック以来、スポーツ振興法による学校の施設・設備環境の整備によるものと考えられます。

3) 泳げることと溺れないこと

しかし、最近では、いろいろな要因によって適切な指導が受けられず、「できる」「できない」の二極分化が激しくなっています。従って、水泳・水中運動の学習にふさわしい成果が得られているかについては、しっかりと確かめていく必要があります。水泳学習では、単に体育・スポーツの一種目としてだけでなく、全ての子どもが備えるべき基礎的能力の習得、すなわち溺れないためのさまざまな泳力と安全を高めるための知的理解を含めた総合的な水泳・水中安全能力の獲得が大切です。そのためには、個人、家族、集団、地域、国、それぞれの立場からのアプローチが必要です。これまでの水泳指導は、競泳の泳法指導に終止する場合も多いようです。プール内だけを想定した水泳から脱却し、Open Water すなわち海、河川、湖など自然の中の水に対してのリスクマネジメントを含めた視点を取り入れていく必要があります。

4) 水難事故死はどこで起きているのか？

日本での水難事故死者数は852人（約0.67人/10万人：警察庁生活安全局地域課統計情報2009）であり、行為別では、魚とり・釣りが33.3%、通行中が14.9%、水泳中が12.7%となっています。プールでの溺死は皆無（0.7%）に近く、海や河川などのOpen Waterでの水難事故がほとんど（90.0%）というのが特徴です（警察庁生活安全局地域課統計）。また、WHOのMortality Databaseによると、わが国の溺死率はOECD（経済協力開発機構）加盟30ヶ国中、最悪であると報告されています。このような状況に対して、学校が準拠する新学習指導要領には「泳げること」よりも「溺れないこと」に焦点は当てられてはいません。諸外国ではOpen Waterでの水難事故の現状、溺者の年代別特徴、行動様式およびリスク認識調査、行動規範とリスク認識の一致度、青少年の水泳能力とリスク認識、実際の水泳能力と自己評価による水泳能力の認識の差などの報告がなされています。しかし、以上のようなリスクが発生しやすい水辺活動に対する未然防止策の法令や教育が講じられているはずですが、その指導プログラム、システムなどの介入効果や、水難リスクの認識が実際どの程度社会に浸透しているかは明らかにされていません。水難防止策のビジョンは、溺者をなくし、正しい水泳・水中文化を確立することにあります。これは、水難事故や溺れることを未然に防ぐ信念、態度、価値観および行動を全ての人々と共有するという教育でもあります。このような対策が、広く個人や団体に継続的に慣行され、我々の生活や地域に定着することが今後の水泳教育には重要であると思います。